

『社会保険未加入対策』 下請契約後、下請負人が社会保険等未加入建設業者であったことが 発覚した場合のフロー図

受注者は、下請契約を締結する前に社会保険等加入状況を確認した上で、下請契約を行う必要があるが、もし、下請負人が契約後社会保険等未加入建設業者であったことが発覚した場合、下記のフローに基づき、対応することになる。

